

ワーキンググループの設置について

第7次長野県保健医療計画の策定に当たり、より実務的に分野ごとの協議・検討を行うため、5疾病5事業及び在宅医療など主要な分野をグループ分けして5つのワーキンググループを設置する。

各ワーキンググループには策定委員会委員を1名以上配置する。

ワーキンググループ	分 野	第7次保健医療計画における主な記載事項（想定）
① 救急・災害医療	救急医療	重症度・緊急度に応じた医療提供体制の整備、救急医療の現場における軽症傷病者の増加に対応した啓発と病院前救護
	災害時における医療	災害医療マニュアルの整備などを通じて、医療・消防・行政等関係機関の連携強化、DMA Tの運用体制の整備
② 小児・周産期医療	小児医療	小児患者の症状に応じた医療提供体制の整備、小児軽症患者への対応
	周産期医療	周産期医療体制の確保、医療機関相互の連携推進と助産師の役割拡大、周産期医療システムの円滑な運用
③ がん・生活習慣病対策・歯科・医薬	がん対策	禁煙等生活習慣の改善、がん検診受診率の向上、がん診療連携拠点病院の整備と同病院への支援、緩和ケアの体制整備
	脳卒中対策	減塩等食生活の改善、急性期・回復期・維持期の医療機関の連携の推進
	急性心筋梗塞対策	禁煙等生活習慣の改善、急性期・回復期・再発予防期の医療機関の連携の推進
	糖尿病対策	特定健診等による発症予防・早期発見、地域での医療ネットワークの構築
	歯科	かかりつけ歯科医の機能強化、各ライフステージにあった歯科保健の推進、歯科医師、歯科衛生士
	医薬	医薬分業・医薬品等の適正使用、薬物乱用対策、薬剤師
④ 精神疾患	精神疾患対策	県民の心の健康の保持・増進、精神障害者に対する適切な医療の提供、精神保健福祉に関する相談体制の確保
⑤ 医療従事者確保・へき地医療・在宅医療	医療従事者の養成・確保	医師・看護職員等医療従事者の養成・確保対策
	へき地の医療	へき地拠点病院・へき地診療所等への支援、へき地医療を支える医療従事者の確保
	在宅医療	医療機関・薬局・訪問看護等が連携する医療体制の構築、医療従事者の育成や医療用麻薬の提供等に必要な体制の整備

長野県保健医療計画策定ワーキンググループ設置要綱（案）

（設置）

第1 第7次長野県保健医療計画の策定に当たり、より実務的に分野ごとの協議・検討を行うため、次に掲げる分野ごとにワーキンググループを設置する。

- (1) 救急・災害医療
- (2) 小児・周産期医療
- (3) がん・生活習慣病対策・歯科・医薬
- (4) 精神疾患
- (5) 医療従事者確保・へき地医療・在宅医療

（任務）

第2 各ワーキンググループは、それぞれの所掌分野に関する事項について協議・検討を行い、その結果を長野県医療審議会保健医療計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に報告するものとする。

（組織）

第3 各ワーキンググループは、それぞれ委員14人以内で組織する。

- 2 委員は、策定委員会の委員及び専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。
- 4 各ワーキンググループに座長を置き、委員の互選により定める。
- 5 座長は、ワーキンググループの会務を総理する。

（会議）

第4 ワーキンググループは、各座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は、意見を述べさせることができる。

（事務局）

第5 ワーキンググループの事務局を長野県健康福祉部医療推進課に置く。

（補則）

第6 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、各座長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。